

地方独立行政法人那覇市立病院 第4期中期目標

前文

那覇市立病院（以下「市立病院」という。）は、平成20年4月に非公務員型の地方独立行政法人として設立された。法人化後もその公的使命を達成すべく、本市及び地域の中核を担う急性期病院として、救急医療等の質の高い医療を提供するとともに、地域がん診療連携拠点病院として地域全体のがん医療水準の向上に努めてきた。また、地域医療支援病院として地域の医療機関等との機能分担や連携を推進し、臨床研修指定病院として医師の育成にも貢献してきた。

第2期中期目標期間最終年度の平成27年度は、法人化後初の赤字決算となったが、第3期中期目標期間初年度の平成28年度は、収益構造を分析し「収益改善実施計画」を実践した。その取組みもあり、赤字は大幅に圧縮した。平成29年度及び平成30年度は「収益改善実施計画」の継続により2期連続黒字決算となっている。

今後、人口減少、少子・超高齢社会の進展により、市立病院を取巻く医療環境は、大きく変化していくことが予想される。地方独立行政法人が持つ自律性、機動性、柔軟性及び効率性を発揮することで、環境の変化に対応し、第4期中期目標期間においても、安全安心かつ高度で良質な医療の提供を継続されたい。

救急医療をはじめ、小児・周産期医療、がん診療、生活習慣病の早期発見や治療といった市民が求める医療、地域に根ざした医療の提供を通し、本市及び地域の医療水準の向上が図られ、市民の健康の維持・増進に貢献することを期待する。

一方、第4期中期目標期間には新病院建設が始まるが、診療を継続しながらの工事となることから、患者の療養環境の確保に努められたい。また、病院経営面においては、患者数の減少等により収支悪化が懸念されることから、経営の効率化等にこれまでと同様、積極的に取り組むことで、安定的な経営を持続し、市立病院としての使命を引き続き果たしていくことを求める。

中期目標の期間

令和2年4月1日から令和6年3月31日までの4年間とする。

中期目標

第1 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1 市立病院としての役割の発揮

(1) 救急医療体制の維持・充実

地域医療に貢献するため、365日24時間救急医療体制の維持・充実を図ること。

また、救急搬送の受け入れを円滑に行えるよう、消防や医師会等の関係機関と連携を図ること。

(2) 充実した小児・周産期医療の確保

市民が安心して子どもを産み、育てられるよう、地域医療機関との連携に基づき、充実した小児・周産期医療を引き続き確保すること。

(3) 災害時対応及び緊急時における医療支援

① 平時からの備えと発災後対応

災害時における病院機能の損失をできるだけ少なくし、機能の立ち上げや早急な回復を目指せるよう、平時より備えておくこと。また、発災後においては、入院患者の安全確保及び被災者の診療に努めること。

② 他医療機関との連携

不測の事態への備えとして、患者移送等について、他医療機関との連携、ネットワークづくりに取り組むこと。

③ 医療支援への取り組み

大規模災害時や緊急時において、DMAT（災害派遣医療チーム）を派遣する等、医療救護活動の支援に努めること。

(4) 保健所との連携

那覇市保健所と連携し、新型インフルエンザ等の感染症対策に協力すること。

(5) 市の施策との連携

① 保健・福祉行政との連携

疾病や介護の予防、健康づくりを推進するため、市や関係機関と連携・協力して疾病予防対策等に協力すること。

② 地域包括ケアシステムの推進

入院患者が円滑に在宅医療へ移行できるための退院支援の強化を行う等、本市地域包括ケアシステムの構築に協力すること。

(6) 市民への情報の提供・発信

市民に対し、病院の診療機能・運営状況についての情報提供・発信に努めるとともに、医療に関する知識の普及啓発を推進すること。

2 診療機能の充実

(1) 高度医療の充実

① 専門性を持った医療人の確保

高度医療の充実を図るため、専門性を持った医療スタッフの確保に努めること。

② 医療機器等の計画的な更新・整備

市立病院に求められる医療を持続的に提供できるよう、必要な医療機器等を計画的に更新・整備すること。

(2) がん医療の充実

専門的ながん医療の提供、がん診療の地域連携協力体制の構築、がん患者やその家族に対する相談支援、情報提供等を行う地域がん診療連携拠点病院として、がん医療の充実に努めること。

(3) 地域医療機関との連携推進・強化

地域で完結する切れ目のない医療を提供するため、地域医療支援病院として、地域の医療機関との更なる連携の推進・強化を図ること。

(4) 人材の確保及び育成

提供する医療水準の維持・向上や病院経営の専門性を高めるため、必要な人材の確保及び育成に努めること。

(5) 安全安心で質の高い医療の提供

① 患者中心の医療

常に患者の視点に立ち、患者の権利を尊重し、患者中心の医療提供に努めること。

また、セカンド・オピニオンについても、円滑な対応に努めること。

② 医療安全対策の徹底

医療安全の確保を図るため、院内の感染症対策及び医療事故防止対策を徹底すること。

③ 医療の標準化と最適な医療の提供

効果的な医療を提供できるよう、クリニカルパスを有効に活用すること。

④ 法令の遵守及び行動規範に沿った業務運営

医療法や個人情報保護、情報公開等の法令を遵守し、また、行動規範に沿って適正な業務運営を行うこと。

3 患者サービスの向上

(1) 快適性及び利便性の向上

患者や来院者により快適な環境を提供するため、施設の改修・補修を実施するとともに、プライバシーの確保に配慮した院内環境の整備に努めること。

また、利便性の向上を図るため、患者満足度調査等のモニタリングを通し、改善に努めること。

(2) ボランティアとの協働の推進

ボランティアとの交流や意見交換を通して、協働を推進すること。

(3) 職員の接遇向上

患者や来院者に選ばれる病院、患者や来院者が満足する病院であり続けるため、職員の接遇向上に努めること。

第2 業務運営の改善及び効率化に関する事項

1 PDCAサイクルの確実な実践

地方独立行政法人制度の特長を活かし、自律性、機動性、柔軟性及び効率性の高い病院運営を行えるよう、業務運営体制を構築すること。

また、職員の意識改革を推進し、継続的な業務改善への取り組みを通し、PDCAサイクルの確実な実践に努めること。

2 院内連携の推進

(1) チーム医療の推進

医療環境の変化に対応し、疾病や患者の状態に応じた医療を提供するため、

質の高いチーム医療を推進すること。

(2) 多職種連携の推進

専門性を活かし、診療科間や医療部門と事務部門間の連携体制を強化し、組織力の向上に努めること。

3 働きやすい職場環境づくり

安全衛生管理を徹底するとともに、職員のワークライフバランスに配慮した働きやすい環境づくりに努めること。

第3 財務内容の改善に関する事項

1 経営機能の強化

診療報酬の改定や患者の動向を見極め、迅速に情報の収集及び分析をしたうえで、対応策を立案し、的確な対応を行うこと。

2 収益的収支の向上

病床稼働率の向上や適正な診療収入の確保に努め、収益確保を図ること。

3 弾力的な予算執行と費用節減

弾力的な予算執行により、効率的・効果的な事業運営に努めるとともに、費用の節減等を図ること。

4 経営の効率化

経常収支比率と医業収支比率について数値目標を設定し、経営の効率化を図ること。

5 病院事業運営費負担金に関する事項

救急医療、小児・周産期医療等、病院事業運営費負担金の対象となる経費に係る収支状況等を分析し、その詳細を本市に情報提供すること。

第4 その他業務運営に関する重要事項

1 施設設備等に関する事項

新病院建設を踏まえ、現病院施設の改修、設備等の更新及び維持管理については、医療資源等を的確に把握した上で、効率的な整備計画を策定し実施すること。

特に、医療機器の整備・更新については、費用対効果、地域の医療機関との連携、医療需要及び医療技術の進展等から総合的に判断すること。

2 市立病院建替に関する事項

事業主体として、引き続き新病院建設に取り組むこと。また、総事業費の縮減に向けて留意すること。

なお、診療を継続しながらの建設となることから、患者の療養環境の確保に努めること。

3 外国人患者に対応できる医療の提供

外国人患者に対応できる診療体制の整備に努めること。